

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	1 9 5 0	受 理 年 月 日	令 和 6 年 5 月 29 日
件 名	民間保育園等への人件費等補助金の見直し		
要 旨	<p>昨年12月6日付けで、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和5年度補正予算における公定価格の取り扱いについてという事務連絡が出された。その文書によると、令和5年4月に遡及して人件費が5.2パーセント程度引き上げられるということだが、現場にその実感はない。それどころか、この4月から昇給幅が狭くなった給与表に変更されたり、一時金の支給月数が減らされたり、今まで保障されていた手当が削減あるいは廃止されたりと、一層厳しくなっている園もある。</p> <p>また、今回76年ぶりに国が4、5歳児の職員配置基準を改善したことに伴い、京都市負担が1億円減少したとの報道もされている。子育て環境日本一をうたい、厳しい財政状況の中でも子供のためにと守ってきた予算であるのであれば、子育て施策の更なる拡充のために次の具体策を提示するのが本来の在り方ではないか。</p> <p>正規職員が多いから、ベテラン職員が多いから、という理由で、退職不補充のまま運営している園、募集していたものの4月に職員が採用できず欠員のまま運営している所、やむなく高い紹介料を払って紹介会社で職員確保したものの定着しないという実態もある。仕事の大変さと給与が見合っていないと退職する職員も多くいる。</p> <p>今こそ、更なる職員処遇を改善しないと保育者も確保できず、保育も守れない。</p> <p>新しい市長は市民の声を聴くと言っていた。それならば、多くの保育園に足を運んで、子供たちの声に耳を傾けてほしい。現場で働く保育者の声を聴いてほしい。</p> <p>そして早急に、各園の職員の給与実態がどうなっているのかを把握し、全園一律の対応ではなく、各園の実態に応じた個別の対応をしてほしい。</p> <p>ついては、児童福祉法第24条第1項に基づき、子供たちの保育・最善の利益を保障する責任を果たすためにも、速やかに制度の更なる再構築を求め、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昨年示された公定価格の人件費の改定に伴い、全ての保育者に対して、少なくとも5.2パーセントの賃金改善が行えるよう、市として改定の影響額を算定し、各施設・事業者速やかに周知すること。 2 国の基準が上がっても、京都市の人件費補助基準額がそのままでは職員の昇給保障財源を確保できない。京都市の人件費単価（保育士常勤5,172千円等）を引き上げて、職員の昇給ができるようにすること。 3 国の保育士配置基準改善に伴う市の1億円の負担減少額についても、11年までしかない昇給保障の補填や、京都市独自の配置基準分職員の5.2パーセントの賃金改定に使う等して、人件費改善に使うこと。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		